

デジタル教科書推進ワーキンググループの設置について (案)

令和7年4月 日
デジタル学習基盤特別委員会決定

1. 設置の目的

令和元年度から教科書代替教材としてデジタル教科書が制度化され、令和3年度からは実証事業として、令和6年度からは本格導入として国からデジタル教科書を提供し、学校 ICT 環境の整備やデジタル教科書に係る標準仕様書、ガイドライン、事例集の整備とも相まってデジタル教科書の活用が進んできている。

そのような中、次期学習指導要領の検討や GIGA スクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、児童生徒の学びの充実の観点からその在り方と推進方策について検討審議することが必要となっている。

このため、令和6年7月に、特別委員会の下に「デジタル教科書推進ワーキンググループ」を設置し、令和7年2月に中間まとめを取りまとめたところである。

この中間まとめに基づき、引き続きデジタル教科書の在り方と推進方策に関して具体的な検討を行う必要があることから、第13期中央教育審議会においても特別委員会の下に、「デジタル教科書推進ワーキンググループ」を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) デジタル教科書の在り方と推進方策について
- (2) (1) を踏まえた制度的な位置付けについて
- (3) その他